

令和4年鉾田市農業委員会8月定例総会議事録

日 時	令和4年8月25日（木）午後2時00分					
場 所	福祉事務所 2階 会議室					
出 欠 状 況	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出
	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	欠
	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出
	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出
	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	欠
	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出
	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	欠
	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	欠
	9番	長峰 克巳	出	21番	菅谷 幸子	出
	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出
	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出
	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
事 務 局	櫻井局長 海老原局長補佐兼係長 井川局長補佐 鬼澤係長					
議 長	7番 草野 克信（会長職務代理者）					
議事録署名人	11番 小沼 正 12番 永井 俊齋					
書 記	海老原局長補佐兼係長					
議 題	<p>議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について</p> <p>議案第 2 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について</p> <p>議案第 3 号 農地法第4条の規定による転用許可について</p> <p>議案第 4 号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第 5 号 農地改良協議に対する同意について</p> <p>議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p>					

	<p>報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について</p> <p>そ の 他</p> <p style="text-align: center;">(開 会)</p>
事 務 局	<p>定刻となりましたので、令和4年銚田市農業委員会8月定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、本日会長が都合により体調不良のため欠席となりましたので、会長職務代理者であります草野代理からご挨拶をお願いします。</p>
職務代理者	<p>皆さん、こんにちは。会長が体調不良により欠席のため、会長職代理の草野がご挨拶申し上げます。</p> <p>昨日、今日と暑さも落ち着き涼しく、秋の気配を感じる時期になりました。委員の皆様、お忙しい中お集まり、ご苦労さまです。</p> <p>さて、先月の総会で決定したとおり、今月の定例総会より、コロナウイルス感染予防対策として、委員を半分に分け、前半、後半の出席で行うことになり、今月は前半、1番から12番の委員、現況調査員、案件のある委員で総会を行います。今日も様々な案件がありますので、慎重審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>以上でございます。</p>
事 務 局	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっておりますが、欠席のため、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、議事進行を会長職務代理者であります草野代理にお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま議長の大役を仰せつかりましたが、何分不慣れではありますが、皆様の協力を得まして意義のあるものになるよう、議事進行に務めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの出席委員は20名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会8月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりです。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思っておりますが、ご異議ありませ</p>

		んか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議	長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、11番 小沼正 委員、12番 永井俊齋 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議	長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 新型コロナウイルス感染防止対策のため、17番、関根薫委員、19番、大貫修一委員、20番、小沼藤雄委員が欠席となります。 なお、14番、飯岡政一委員から、欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議	長	これより議事に入ります。
		(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議	長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番から番号11番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

<p>事務局</p>	<p>番号1番から番号11番まで、ご説明いたします。</p> <p>申請件数につきましては11件、地目、田6筆、畑21筆、計27筆。面積は4万5,510平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買9件、普通贈与1件、賃貸借1件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。</p> <p>詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長 新堀隆委員</p>	<p>番号1番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>番号1番の新堀です。今回の売買が成立した土地は、亡き■■■■さんの親族が相続放棄したため、競売物件だった土地を、譲受人、■■■■さんが譲渡人の相続財産管理人の弁護士、■■■■氏からの売買が成立したものでございます。取得後は、夫婦で同地にある故■■■■氏の住宅をリフォームし、夫婦で生活するということがあります。同所には、農業用倉庫、農地トラクター2台、耕運機1台、低温倉庫、動力噴霧器、軽トラック等、農機具一式がそろっております。当面は夫婦でパクチーやハウレンソウ、コマツナなどを栽培し、将来はアルバイトを雇用し、■■■■さんという農業に明るい方が知り合いにいますので、その方の指導を受けて栽培に従事したいということなので、つきましては問題のない物件と思われまので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長 海老原康廣委員</p>	<p>番号2番、番号3番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>18番、海老原です。初めに、この2つの申請は、草野会長代理の案件です。銚田市以外の譲受人ということで、去る16日、草野さんと事務局で現地調査したことを報告いたします。</p> <p>それでは、2番についてご説明します。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、共通の知人である■■■■さんの仲介で、■■■■さんが所有する紅葉の申請地を、■■■■さんの経営規模拡大のため、売買が円満にまとまったそうです。■■■■さんは、水稻を13ヘクタール以上作付している専業農家で、確認したところ、大きな倉庫に大型コンバイン1台、乾燥機5台、トラクター2台、ドローン1基など、充実した作業機があり、取得後は約30筆できる申請地を作付するそうです。</p> <p>以上のような理由から、権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>

<p>議 長</p> <p>平沼要司委員</p>	<p>続きまして、3番についてご説明いたします。譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは、共通の知人である■■■さんの仲介で、■■■さんが所有する紅葉の申請地を、■■■さんの経営規模拡大のため、売買が円満にまとまったそうです。■■■さんは、つくば市から毎日通勤し、茨城町を中心に、サツマイモ、ミニトマト139アール作付しており、サツマイモはポテトかいつか、ミニトマトはJAほこたへ出荷して、経営は安定しているそうです。現地確認したところ、茨城町鳥羽田に25アールほどの敷地を持ち、倉庫、作業場、車庫、資材置場がきちんと配置され、トラクター2台、掘取機1台、ほか専用機具も充実しておりました。取得後は、サツマイモを作付するそうです。</p> <p>なお、■■■さんは中国国籍であるが、現在、日本定住権があり、すぐにも永住権を取得し、将来日本国籍も取って、経営の安定を図っていくそうです。</p> <p>以上の理由から、権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>番号4番、番号5番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>8番、平沼です。それでは、番号4番を説明します。</p> <p>譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは、知人の間柄でございます。このたび■■■さんの経営規模拡大ということで、売買が円滑にまとまったということでございます。■■■さんは、作物、葉物などを中心とした農家であり、経営面積も5ヘクタールあり、後継者も熱心に取り組んでおります。作物、葉物を造作するために、申請地を取得したということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>申請番号5番について説明をいたします。譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは、知人の関係でございます。このたび■■■さんの経営規模拡大ということで、売買が円満にまとまったということでございます。■■■さんは、作物、ミニトマトなどを中心とした農家であり、経営面積も1.5ヘクタールあり、■■■さんも熱心に取り組んでおります。作物、ミニトマトを増産するため、申請地を取得したということでございます。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきまし</p>
--------------------------	---

<p>議長 齊藤新一委員</p>	<p>ては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまので、よろしくご審議のほどお願いします。 以上です。</p> <p>番号6番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>13番、齊藤です。番号6番について説明いたします。 譲渡人、譲受人ともに市外の方なので、譲受人の■■■さんのお宅に8月16日、現地調査に、窪委員、山口委員と一緒に話を聞いてきました。譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは知人の間柄です。このたび■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということです。■■■さんは、大型トラクター1台、動力噴霧機、軽トラなどを持っていて、農業をするのに支障はないと思います。経営面積も112アールあり、カンショを増産するために申請地を取得したいということでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件において支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長 海老原康廣委員</p>	<p>番号7番、番号8番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>18番、海老原です。番号7番についてご説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは、いとこ同士の間柄でございます。このたび■■■さんの経営規模拡大ということで、契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんは、田を中心とした農家であり、つきましては農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 続きまして、番号8番についてご説明いたします。譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは、親の代から親交があり、このたび隣接する畑を■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんは、田、サツマイモなどを中心とした農家であり、つきましては農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長 永井司委員</p>	<p>番号9番、番号10番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>5番、永井です。9番について説明いたします。</p>

<p>議 長 菅谷幸子委員</p>	<p>■■■■さん、譲受人ですが、■■■さんに畑を持ってくれないかと頼まれて、このたび売買が成立したそうでございまして、■■■さんは、サツマイモ、トマト、コマツナ、大規模農家でありまして、規模拡大という観点で申請でございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。</p> <p>10番について説明いたします。■■■さんから譲受人の■■■さんが賃貸借を結んでくれないかと頼まれて、このたび経営規模拡大ということで借り受けることに決まりましたそうでございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。</p> <p>番号11番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>議 長 坪沼美知子委員</p>	<p>21番、菅谷です。11番について説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■さんは、銚田市ではありませんので、18日、事務局と一緒に現地調査してきました。機械と設備と何の問題ございませんでした。譲渡人の■■■さんとは畑が隣同士で、このほど売買が円満にまとまったということです。■■■さんは、カンショを中心とした農家であり、主に干し芋を耕作しているようでした。譲受人は、農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>番号1番から番号11番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>坪沼委員。</p> <p>2番、坪沼です。番号3番についてお願いしたいところがあるのですが、譲受人の■■■さんにつきまして、中国国籍だと思っております。先ほどの説明の中で永住権を求めるというお話がありましたけれども、そうしますと現在永住権はなく定住ということになるかと思うのですが、今後もこのようなケースがないとも限りませんので、皆さんの全体的な勉強会ということも考えていまして、その定住者の権利、そして今後このようなことがあったときにはどのような対処をしてきたということをしてできれば事務局のほうで説明お願いできればと思います。</p>
<p>議 長 事務局</p>	<p>事務局よりお願いいたします。</p> <p>農地系の鬼澤です。今回の案件なのですが、■■■さんという方は</p>

	<p>外国人の方なのですけれども、賃貸借ではなく売買によって農地を取得するという案件でございます。農地等の権利を取得する場合、農地法第3条第1項に基づく農業委員会の許可を受ける必要はありますが、日本国籍を有することは要件となっていないので、外国人であっても、農地法3条の許可の要件を満たすことができれば農地の権利を取得することは可能です。また、外国人が日本に在留する間、一定の活動、これは農業であったり経営であったりとかを行うこと、または一定の身分や地位を有する者としての示すものを、入管法上の資格というのですけれども、在留資格といいます。在留資格は幾つか種類がありますが、永住者以外の資格については全て在留期限が設定されております。これは、数か月から何年というふうにあるのですけれども、ただし在留期間の期限を迎えても、再度審査を受けることで在留資格の期限の更新は可能です。基本的に、期限までは日本に在住することが担保できているというふうと考えられます。農地法では、日本に居住している外国人の場合、在留資格の種類に応じて行うことができる行為が制限されておりますので、先ほど言いました資格で農業ができるとされている在留資格は、次の投資経営永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者の5つになります。この中で、■■■さんは定住者という資格を有しておりましたので、今回要件は満たしていると考えられます。海老原さんの説明にもあったのですが、現地のほう、ご自宅のほうにお伺いして、農業ができるかというのも確認が取れた上で今回要件を全て満たしているということで、議案のほうに上げさせていただいております。今後もこういった外国人の方が取得するというケースがあると思うので、そういった相談であったりとか、そういったものも委員さんのほうで受けることもあるかと思っておりますので、今言ったようなことを頭に入れて対応のほうをしていただければと思います。</p> <p>以上になります。</p>
議 長	よろしいでしょうか。
坪沼美知子委員	はい、ありがとうございました。
議 長	ほかに質疑はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。
	これより採決いたします。 番号1番から番号11番について申請どおり許可と決定するこ

議 長	<p>とにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号1番から番号11番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
	<p>(議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について)</p>
議 長	<p>議案第2号 「農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>令和4年8月3日付銚農振第424号で農業振興地域整備計画の変更認可について、意見を求められています。土地につきましては、議案書4ページのとおりでございます。申請件数4件、農地の筆数6筆、面積3,766.23平方メートル、申請目的につきましては、一般住宅、太陽光発電設備でございます。意見書(案)につきましても記載のとおりでございます。令和4年8月25日。銚田市農業委員会会長、飯岡政一。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。</p>

		(議案第3号 農地法第4条の規定による転用許可について)
議	長	議案第3号「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事	務	番号1番, 申請地, [REDACTED], 地目, 畑, 面積537平方メートル。申請人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 農業用作業所, 198.21平方メートル。事由, 農業を営んでおりますが, 事業拡大により農業用作業所が必要となったため申請地に整備したい。なお, 申請地は農地法の許可を得ずに農機具置場として利用しておりましたので併せて是正したい。この案件につきましては, 既に使用されているため, 始末書が添付されています。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。
		以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
窪	伸	15番, 窪です。1番について報告いたします。
衛	委員	場所については, 地図1ページの左側の位置になります。詳細については, 地元委員さんお願いいたします。申請地は, 集団的に存在する農地の地域にあるが, 農業用施設を整備し, 使用するため, 例外的に許可でき, 農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置, 環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, ご報告いたします。
		なお, 詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧ください。以上です。
議	長	地元委員の説明を求めます。
井	川	22番, 井川です。現地調査員の皆さん, 大変ご苦労さまでした。地図は, 1ページの左側です。地図で見ますと上太田地区になるの

	<p>ですけれども、地図の左側のほうに、載ってはいないのでけれども、県道の下太田鉾田線があります。沿線沿いに田崎郵便局がありまして、郵便局より東側、田んぼ、水田越しに確認できる現地があります。四、五百メートルのところに現地があります。このたび申請人の██████さんが経営規模拡大に伴い作業所を整備したいということで、農地転用の申請をされたということでもあります。██████さんは、ミズナ、コマツナなどを中心とした専業農家であります。後継者も熱心に取り組んでおりまして、将来有望な農家であると思います。何ら問題ない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>番号2番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事 務 局	<p>番号2番、申請地、██████、地目、畑、面積24平方メートル。申請人、██████、██████。転用施設、車庫、物置、33.17平方メートル。事由、以前申請をした車庫、物置を建築したところ、一部農地に越境して建築したため是正の申請をしたい。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
窪伸衛委員	<p>15番、窪です。2番についてご報告いたします。 場所については、地図1ページの右側の位置になります。詳細に</p>

<p>議 長</p>	<p>つきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、既存施設の敷地面積2分の1以内の拡張であるため、例外的に許可でき、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>なお、詳細につきましては、現地調査意見書を御覧ください。以上です。</p>
<p>梶間幸一委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>24番、梶間です。現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図1ページの右側を御覧ください。大洗原子力機構前の信号を左に曲がり、通称メロンロードの左側になります。このたび申請人、■■■■さんが以前申請をした車庫、物置を建築したところ、一部農地に越境して建築したため是正の申請をしたいとのことです。始末書が添付されています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)</p>

議 長	議案第4号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事 務 局	<p>番号1番、権利、賃貸借権。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積1,289平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、畑、面積1,289平方メートル。計2筆、2,578平方メートル。賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、駐車場2,578平方メートル。事由、農産物直売所、その他施設に付随する駐車場が不足しているため、既存駐車場に隣接する申請地に駐車場の規模拡大をしたい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
山口正重委員	<p>16番、山口です。1番について報告いたします。</p> <p>去る8月16日に、13番、齊藤委員、15番、窪委員、16番、山口と事務局で現地調査を行いました。場所につきましては、地図2ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置されている駐車場として例外的に許可できる位置であり、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。詳細につきましては、現地調査書を御覧ください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	地元委員の説明を求めます。
永井司委員	<p>5番、永井です。1番について説明いたします。</p> <p>賃貸契約でございますが、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんは親子の間柄でございます。このたび駐車場が含まれていることで、この土地を駐車場にして拡張したいという申請でございますので、よろしく審議をお願いします。場所ですが、2ページの右側になりまして、濁沢の国道51号線から200メートルぐらい汲上のほうに向かって右側でございますので、よろしく審議お願いしたいと思いま</p>

<p>議 長</p>	<p>す。</p> <p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>番号2番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号2番、権利、贈与。申請地、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積149平方メートル。譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。転用施設、駐車場149平方メートル。事由、営業している美容室の顧客が増えて駐車スペースが不足しているため、申請地に駐車場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>山口正重委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けて説明願います。</p> <p>16番、山口です。2番についてご報告いたします。</p> <p>場所につきましては、地図2ページの右側の位置になります。県道110号線、JAスタンドを鳥栖方面に曲がり、600メートルくらい行った左側になります。申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置されている駐車場として例外的に許可できる位置であり、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、地元委員の説明に移りたいと思います。譲渡人、XXXXXXXXXX</p>

	<p>■■■■さんと譲受人、■■■■さんは親子の関係でございます。このたび譲受人、■■■■さんが申請地で駐車場をするということで、貸借契約が円満にまとまったということでございます。営業している美容室の客が増えて駐車スペースが不足しているため、申請地に駐車場を整備したいということでございます。問題ない案件と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号3番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号3番、権利、売買。申請地、■■■■，地目、畑、面積1，119平方メートル。譲受人、■■■■，■■■■，■■■■。譲渡人、■■■■，■■■■。転用施設、資材置場、駐車場1，119平方メートル。事由、鉄工業を営んでおりますが、現在使用している資材置場が手狭なため、申請地に資材置場及び駐車場を整備したい。また、申請地に農地法の許可を得ずに資材置場として利用しておりましたので、是正の申請をしたい。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>窪伸衛委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>15番、窪です。3番についてご報告いたします。 場所については、3ページの左側の位置になります。詳細につき</p>

	<p>面積104平方メートル。計2筆，1，260平方メートル。譲受人， 〇〇〇〇，〇〇〇〇。譲渡人，〇〇〇〇，〇〇〇〇。 〇〇〇〇。転用施設，太陽光発電設備，423.6平方メートル。事由，再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行うため，申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>齊藤新一委員</p>	<p>13番，齊藤です。4番についてご報告いたします。</p> <p>場所については，地図3ページ，右側の位置になります。詳細については，地元委員さんお願いいたします。申請地は，大洋駅から300メートル以内であり，農地区分は第3種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積等，いずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断いたしましたので，ご報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>菅谷幸子委員</p>	<p>21番，菅谷です。4番について説明いたします。</p> <p>現地調査員の皆さん，ご苦労さまでした。地図は，3ページの右側になります。国道51号線から国道354号線に入り，大洋中学校1つ手前の信号を左に曲がりまして100メートルくらい行ったところをさらに左側に曲がり，500メートルところの位置になります。畑と別荘に囲まれたところになりまして，譲渡人，〇〇〇〇と譲受人，〇〇〇〇さんは，太陽光発電事業で知り合い，固定買取制度による売電を行うための太陽光発電設備を設置したいとのこと。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号4番を申請どおり許可と決定することに，ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	番号5番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事 務 局	番号5番、権利、売買。申請地、 XXXXXXXXXX 、地目、畑、面積742平方メートル。譲受人につきましては、番号4番と同一でございます。譲渡人、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX 。転用施設、太陽光発電設備423.6平方メートル。事由、再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行うため、申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
齊藤新一委員	13番、齊藤です。5番について報告いたします。 場所については、地図4ページの左側の位置になります。詳細につきまして、地元委員さんお願いいたします。申請地は、大洋駅から300メートル以内で、農地区分は第3種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	21番、菅谷です。5番について説明いたします。 5番は、先ほどと同じでありまして、譲渡人の XXXXXX さんが替わっただけであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。
議長	番号6番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事務局	番号6番、権利、売買。申請地、 XXXXXXXXXX 、地目、畑、面積868平方メートル。譲受人、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX 、代表取締役、 XXXXXXXXXX 。譲渡人、 XXXXXXXXXX 、 XXXXXXXXXX 。転用施設、太陽光発電設備423.6平方メートル。事由、再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行うため、申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
齊藤新一委員	13番、齊藤です。6番について報告いたします。 場所については、地図4ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は、大洋駅のすぐ近くで300メートル以内で、農地区分は第3種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。
議長	地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	21番、菅谷です。6番について説明いたします。 地図4ページの左側になります。国道354号線を行き、臨海鉄道大洋駅の陸橋を上らず東側に曲がり、600メートルぐらい行った右側になります。譲渡人が XXXXXX さんで、内容は先ほどと同じであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。

	<p>これより採決いたします。 番号6番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号7番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号7番、権利、売買。申請地、XXXXXXXXXX、地目、 田、XXXXXXXXXX。譲受人、XXXXXXXXXX、 XXXXXXXXXX。譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。転用 施設、駐車場143平方メートル。事由、塗装業を営んでおります が、自宅の敷地が狭く、自家用車、業務用駐車場及び来客用駐車場 がないため、申請地に農地法の許可を得ずに駐車場を整備して利用 しておりましたので是正の申請をしたい。なお、この案件につきま しては、既に使用されているため、始末書が添付されています。詳 細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じま す。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>窪伸衛委員</p>	<p>15番、窪です。番号7番についてご報告いたします。 場所については、5ページ、左側の位置になります。詳細につ きましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は、集团的に存 在する農地の地域にあるが、既存施設の敷地面積2分の1以内の拡 張であるため、例外的に許可できる。農地区分は、第1種農地と判 断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置 環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合 意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 菅谷美尚委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>4番、菅谷です。7番についてご説明いたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図5ページ、 左側になります。県道18号線、梶山交差点を大洋支所に向かい、</p>

	<p>細につきましては、地元委員さんをお願いいたします。申請地は、宅地と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地である位置であり、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>海老原康廣委員</p>	<p>18番、海老原です。番号8番についてご説明します。 現地調査員の皆様、どうもご苦労さまでした。ただいま現地調査員さんのご報告のとおりでございます。場所は、地図5ページ、右側です。銚田市総合運動公園の入り口右側の位置になります。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■、■■■■さんは、近い親戚関係にあります。■■■■さんは、現在借家に住んでおり、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地に自己住宅を建てたいとのこととあります。何ら問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>番号8番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号8番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。番号8番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第5号 農地改良協議に対する同意について)</p>

議 長	議案第5号 「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番, 届出地, [REDACTED], 畑, 2, 750平方メートル。申請人, [REDACTED], [REDACTED]。事由, 高低差解消。期間は令和4年10月31日までとなっております。以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
齊藤新一委員	13番, 齊藤です。1番について報告いたします。 場所については, 地図6ページです。申請地は低地であり, 高低差解消のための行為です。農地改良制度の要件から判断して, 農地改良の目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断いたしましたので, ご報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
箕輪美代子委員	23番, 箕輪です。1番について説明いたします。 場所は, 地図6ページです。県道110号線, 銚田から水戸へ向かう県道ですけれども, 小学校の跡地から1キロくらい行ったところに揚子江という食堂がありまして, その食堂を右に曲がって800メートルくらい行ったところの少し南側のほうになります。申請人の[REDACTED]さんは, コマツナを中心に作付している農家であります。この申請地は, 舟木でも菖蒲沼という地区名がついているところで全体的に地盤は低く, 水はけの悪いところであります。コマツナを作付しても, 近年発生しています線状降水帯とかゲリラ豪雨といった大雨によりハウスに水が入り込んで, 病気になったり収穫できなかつたりするものが多く, またハウスも古くて30年以上たっていたので, 建て替えを同時にしていたので, 高低差を解消して, コマツナの作付をしたいというのがありますので, よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。

	<p>これより採決いたします。 番号1番を協議どおり同意することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。</p>
	<p>(議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について)</p>
議 長	<p>議案第6号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>申請件数につきましては、21件、合計で29筆、面積5万5,037平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借27筆、使用貸借2筆となっております。内訳につきましては、全て新規となっております。いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第6号を、申請どおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。</p> <p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
議 長	<p>報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>3件の届け出がございました。7筆で面積は1万8,453平方メートル。全て合意解約となっております。 以上でございます。</p> <p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
議 長	<p>報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>7件の届出がございました。37筆で、面積につきましては合計で8万4,499平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。 以上でございます。</p>
議 長	<p>以上で、議案の審議及び報告を終わります。</p>
議 長	<p>続きまして、その他について何かありましたらお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>事務局よりお願いします。</p> <p>事務局の井川です。 鹿島地区の協議会というのがございまして、鉾田と鹿嶋市と神栖市、この3地区の農業委員会で鹿島地区協議会というのをつくっております。行事としましては、総会、視察研修会、それと研修大会というのがございます。今年の7月に総会を行いまして、そこで事務引継ぎがありまして、鉾田市が事務局に今年度からなりました。通常ですと研修大会、これは鹿嶋、鉾田、神栖の農業委員、推進委員みんな集まって、来賓等も呼んで講演なんかをやる行事なのですが、今年から新しく委員になられた方は御存じないと思うのですが、前回やられた方は参加していると思うのですが、直近だと令和元年度に実施しております。令和2年度と3年度につきましては、コロナ感染症の対策ということで実施しておりません。それと、通常ですと11月に、鉾田ですと大洋公民館で実施する予定で考えていたのですが、今現在、コロナの感染状況がなかなか見通せない状況にあります。講演の依頼をしたりとか、来賓の出欠の都合なども確認したりする必要がありますので、鹿嶋と神栖の意見も聞かなくてはいけないですが、あまりコロナの感染状況が芳しくない状況であれば、昨年、一昨年に引き続き中止という判断をせざるを得ないのかなと思います。通常ですと総会で皆さんにお諮りして、どうしましょうという形になると思うのですが、今回会長不在ということもありまして、それと時期的に3か月後ぐらいにはなるのですが、なるべく早めに決定したいと思いますので、そちらのほうにつきましては、開催の是非というのは会長と会長代理のほうに、協議会の役員にもなっておりますので、一任するという形を取らせていただいてよろしいでしょうか。その辺を。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局から話があったように、鹿島地区協議会、私も代理になりまして、7月に会長と小沼代理と私と事務局長4人が出席して総会を行ったのですけれども、今事務局からあったように、11月の全体の会議は中止したほうが私はいいと思うのですけれども、皆さんはどうお思いでしょうか。ご意見伺いたいのですけれども。</p> <p>坪沼さん。</p>
<p>坪沼美知子委員</p>	<p>現状を考えて、昨年、一昨年に引き続いて中止の方向で検討したほうがよろしいのではないかと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>坪沼さんから、昨年、一昨年に引き続いて中止にしたほうがいいのではないかとありましたが、皆さんどうでしょうか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(賛成ですの声あり)</p> <p>では、異議なしということで、事務局ではそういう方向でお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それと、先ほど農地法の3条のところでは外国人の農地の取得について質疑等ありまして、こちらから説明させていただきましたが、なかなか難しい判断だと思えます。ほかの自治体に確認しても、永住者とか在留期限のない方に関しましては、普通に日本人と同じようなやり方で、定住者などの在留期限がある方に関しては、なるべく貸し借りのほうでお願いするというような話の持っていく方をしているところもございます。ただ、県、あと関東農政局、国のほうにも確認したところ、定住者であっても、定住性というのですか、あとは日本でどのくらい農業をやっているかとか、その方がこれからも安定して農業をやっていけるということが分かるのであれば、定住者は農地の取得に制限は特に設けていないので、それは認めるべきでしょうというお話があったことから、今回についてはそういう説明をさせていただきましたので、今後、ほかの市町村でなかなか例がない。龍ヶ崎で1件あったようですけれども。ですので、銚田で判断として認めたということになると、ほかの自治体でもそれを例に今後は認めるような形になっていくのかなと思えます。今日欠席の方もいらっしゃいますし、なかなか難しいと思えますので、後で簡単にまとめたようなものをペーパーにしてお配りしたいと思えます。もし何かそういったご相談等がありましたら事務局のほうにお話いただければと思えますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかに委員さんのほうから何かありましたらどうぞ。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議事日程を全て終了します。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、銚田市農業委員会8月定例総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。</p> <p style="text-align: center;">午後3時13分 閉 会</p>

	<p>署 名 人</p> <p>議長（職務代理者） _____</p> <p>11番委員 _____</p> <p>12番委員 _____</p>
--	---